

職員給与等調査特別委員会会議録

- 1 日 時 令和4年10月12日(水)
10時40分開会 11時41分閉会
- 2 場 所 第1委員会室
- 3 出席議員 委員長：中島里司 副委員長：川上 均
委 員：山下清美、鈴木孝寿、奥秋康子、加来良明
議 長：桜井崇裕
- 4 事務局 事務局長：田本尚彦、次長：川口二郎
- 5 傍聴者 北海道新聞 伊藤新得支局長
- 6 議 件
(1) 特別委員会の運営について
(2) 特別委員会の今後の対応について
(3) その他
- 7 会議録 別紙のとおり

職員給与等調査特別委員会

【開会 10 : 40 閉会 11 : 41】令和4年10月12日

委員長（中島里司）： 全員協議会の後、急遽、特別委員会の開催を通知差し上げた。令和3年3月16日以来、この委員会は8回目となるが、職員給与等調査特別委員会を開催する。なお、調査中の職員給与問題について、新たな段階に入ったことから、委員会の運営と今後の対応について協議したいと思うのでよろしくお願いする。

（1）特別委員会の運営について

委員長： さっそく議件に入る。特別委員会の運営について、10月4日の報道で、職員側から町に対して、給与の不支給分の一部の支払いを求める損害賠償請求訴訟が提起されたことが伝えられた。特別委員会が調査している事項が訴訟に委ねられたことを受けて、特別委員会の運営について協議して確認させていただきたい。今後どのように委員会を運営していくか委員の皆さんからご意見を伺いたい。

鈴木委員： 運営と言っても調査は司法の場となるので、我々の調査はこの時点で終わりだと思う。どんな結論も出せないというのが現実だと思うので、我々が調べられる範囲を超えたので早急に報告を上げて委員会は解散すべきだと思う。

加来委員： 特別委員会を設置した目的等も踏まえて、前回中間報告をした経緯も含めて、何か動きがあった時には調査するという報告をしている中で、訴訟になったということ踏まえれば、その経緯は調査した上で報告するべきではないかと思う。訴訟になったからもういいということで、あとは法場で解決していただくということで本当にいいのか。職員組合が今まで関わってきたけれども、今は個人4名が訴訟しているわけであるから、どの程度調査できるかわからないが、弁護士を通じてしか話聞けないのかもしれないが、なぜ訴訟までになったのかということは特別委員会として町民に報告する意味があるのではないかと。設置した以上は。

川上委員： 中間報告以降動きがなかったということだと思う。そういった中で最終的に職員側が提訴したという流れの中では、これ以上の経過というのは特にないのではという部分で、調査特別委員会としてはこれをもって、司法の場に移ったので終了していくのが良いのではないかと私は思う。

奥秋委員： 特別委員会を設置した流れの中で結果的に訴訟を職員側がおこしたということになれば、私たちのやってきた事は何も解決を引き出すことはできなかったということなので、結局、司法の場で解決をしていただくということになったのであれば、もう特別委員会は必要ないのではないかとと思うので、私は解散してもいいのではと思う。

山下委員： 特別委員会は内容についてしっかり確認していくという意味で設置されたところ。今回訴訟が提起されたということで、実際にどういう流れだったのかという部分、内容の詳細については良くわからないまま解散というのはどうなのかと思う。なぜそこに至ったのか、他の部分についてはどうなったのかという部分が示されていないので、その辺については特別委員会として調査してもいいのではと、個人的には思っている。

委員長： それぞれの委員から意見をいただいた。訴訟に至った経過というのは訴訟の内容も含めてそれらを当委員会で把握できる状況にあるかどうかということと、組合として出された訴訟ではなくて職員一人一人の名で出されている。そうなる個々の考え方に変わってきているので、今までの調査の流れとしては、組合、執行側がということで話し合いされてきたと思う。とは言っても昨年の3月以降は何かあればということで事務局を経由してお願いしてあったけれども、全くなにもなかったという事は、結局は執行側、

組合側の動きはなかったという捉え方をせざるを得ないのではないかと思う。その結果、今回出されたのは最初組合からだと思ったが、個人名で出されているということになれば、これらについてどこまで議会の権限を持って調査に入れるかということになろうかと思う。特別委員会として執行側なり個々に対して申し入れというのは可能かどうか。

加来委員：訴訟の内容についてまでは法的なことがあるので、きっと踏み込めないと思う。ただ特別委員会として双方から、これまで意見聴取してきた以上、動きがあった時にはまた調査するという中間報告をしている。その中で、あれからどのような経緯があったかということは調査して最終報告とするなら、委員会としてその流れは特別委員会を設置した以上、流れについては調査して報告すべきだと思う。訴訟の内容どうのこのより、そこに至った経緯というのは調査するための特別委員会、これまで双方から組合と執行側から話を聞いているわけだから、それは今でもできると思う。今後どう対応するだとか裁判についてどうするということは直接的には難しいと思うが、その経緯について調査をして報告をまとめるべきではないかと、それが特別委員会を設置した最低必要な調査ではないかと思う。

委員長：特別委員会を設置した経過ということで話されているが、今、加来委員からでた執行側と組合ということで捉えていたけれども、それをここで今呼んで経過とか、逆に言うとか法に委ねたのだからということで、委員会に来て話してもらえるかどうか。

鈴木委員：今日、報告あった中では個人名である。個人名に移り変わってしまったので、個人を呼ぶという事には当然ならないかと。なぜ裁判したのかという話には当然ならないし、裁判をするのは個人の権利を侵害する可能性も出てくると、応訴する側も調べなくてはならないが、結果的になぜ応訴するのかなんていうことも逆に聞けない。裁判という究極の選択にいつてしまった以上、なぜ裁判をしたのかというのを我々は調査できない。なので、踏み込みすぎると個人の侵害に当たってしまうかなというのは心配するので、最終的にその裁判に影響を与えても困る。最終手段がそこに落ち着いたのでどうしようもないかなというのが正直な思い。委員会が継続するという話にはならないから、どこかで結論づけなければならないのかと思う。

加来委員：どちらが正しいとか、そういうことは調査する目的ではないので、特別委員会がこれまで調査した経緯を考えると、これだけの中間報告をしているわけで、今度、臨時会で補正が出される。そうした時に、議員としては質問する方もいるのではないかと。そうすると、特別委員会が設置されているのになぜそこは調査しないのかということに逆になるのではないかと。特別委員会を設置して調査している以上、これまでも質疑はできないというふうに、この件に関しては決まりで議会としてやってきている。17日に補正が出される時にまだ特別委員会が存在して調査している以上、その枠は外れないと思う。そのような状況の中で我々はそれなりの質疑できない状況の中で、町民に向けてそれなりの方向を報告する役割が特別委員会にはあるのではないかと。最終報告するにしても。例えば12月に最終報告をして、こういう結果で訴訟になったということでも報告しなければならないのが特別委員会の役割ではないかと思う。

鈴木委員：裁判にいくと、もうどちらも答えられない。そうすると、現実的には委員会でもできないと思う。訴訟になってしまうと、なぜ訴訟に至ったかというのを調査する理由はないと思う。そうすると、どんな報告書ができるか難しいけれども訴訟になってしまったという報告で終わるかなと思う。なぜこうなったのかというのは調査できないと思う。であれば、司法に委ねたほうがいいと思う。司法の結果が出た時にどのようにしていくかというのはその時に決めればいいが、我々の任期も終わってしまうので、実質継続できないとなると、司法の場で区切るというのは一つかなと思う。

加来委員：訴訟に至った経緯、例えば町と組合側が何回話し合いしたのかとか、それを調査しなければならないのではないかと。そういうことを調査した上で組合とは交渉はなかったと、そのうえで報告をするべきではないかと。それまで両者呼んで話を聞いている。その後

の対応は町と組合の話はなかったという報告をするならば、それなりに調査をした根拠を持って報告しなくてはならないのでは、そしてこの委員会は終わりという形を委員会としてはつけるのが道理と筋じゃないか。

鈴木委員：動きがあったらやるという委員会だったけれども、両方とも動きがなかったというのは事実としてある。であれば、なかったうえでいきなり裁判になっているから調査しようがない。なぜ裁判したのか聞けるのか。そこを掘り返しても仕方ないと思う。

加来委員：今まで委員長の方には何ら両者からなかったのか。経緯について。

委員長：局長にもお願いして、動きがあった場合には速やかに連絡いただきたいということで、局長に2、3回確認はしていたが、全く動きがあるという報告はない。

田本局長：特別委員会の中で何か動きがあれば開くという話を受けて、事務局の方で動きというところで認識が甘かったのかもしれないが、給与問題の部分に関して労使では年に数回、団体交渉を春や年末に行っていると思うが、その時に全く話題に触れていないということはないと思っている。私が確認していた動きがないかというのは、その後変動、内容が変わるような動きというイメージで確認をしてきていたので、全くその間何事も接触がなく今回訴訟というところではないのだろうと思う。この部分についてはどういう経緯でこうなったのかという話は聞いてないのでその辺はわからないが、これまでの通常行われる交渉の時に全くノータッチということはなかったと思う。全く接点がないかどうかというところについての確認はとっていない。

山下委員：これで終わったら、何でこうなったのかという部分が疑問に思うし、町民に説明できない部分がある。やりとりの動きがあった時に調査するという特別委員会が何やっていたのかという部分にもなりかねないので、中間報告を出した後に何らかの町と執行部とのやりとりはなかったのかという確認だけはできるのかと思う。それで、ありませんでしたということであれば、わかりましたということで、訴訟するしないは関係ないから町と執行部とのやりとりはあったのかという確認は必要だと思う。途中がスッポリ抜けて、なかったとこちらで判断するのは、委員会として判断するのはおかしいのではないかと思う。アクションがなかったからなかったとする判断はどうかと疑問に思うがいかがか。

鈴木委員：局長の説明を聞くと、山下委員が言うようにもう一回確認はする必要があるかと思う。それを経たうえでどうなってるのかなんだけれども、ただ、我々が調べた時にはどちらの言い分もあるわけであり、そこは結論として今回裁判になったのだと容易に想像がつく。一通りの調査は実質している。結論が出ていなかったというだけで、町としての結論は出していたのだろうが、それに対してジャッジメントは我々の中で現実できなかったわけである。その上で法廷に場を移すという事を考えれば、山下委員言われたように最終的な確認をした上で終わるというのは一つだと思う。

川上委員：結局今話題になっているのは、経緯があったかどうかというだけの話だと思う。なので、あったかどうか事務局で確認だけとってもらえれば、もしあったならば何月何日に話し合いがあったという部分だけ載せれば、それだけで済むような問題ではないかと思う。そういう流れの中で結果的に訴訟になったということだから、確認だけでいいと思う。

山下委員：あったかどうかだけではないかという話をされたが、そういった部分が重要ではないかと思う。そういった中でどういったやり取りをしたかをきちっと委員として確認するというのが必要かなど。最初説明を求めた時に、来てもらって皆で聞いた。細かい経過について私たちが直接聞いて報告書に具体的に書いていった部分がある。そういった中でそれ以降どうだったかということ本人に伝えて、これはありませんでしたという部分は当事者からお聞きする事が礼儀じゃないかなという気がする。

川上委員：先程から言っているように、本人個々から5人全員から聞くのかということができるのかどうかということ。それであれば事務局であったかどうか確認だけすればいいだけの話ではないか。

加来委員：調査特別委員会である。確認も調査である。我々が設置して時間割いて集まって話して、事務局確認してくれればいいということではないと思う。例えば委員長がこれを12月定例会に報告した時に質疑を受けなければならない。執行側に質疑できない部分、委員会に対して質疑をする権利がある。他の議員は。だから我々はそれなりの調査をし尽くした上で報告したということをしなないと委員長も困ると思う。委員会が報告したことに議員が質疑して、執行側に聞くことではなくて委員会にまずは聞くこと。その調査をちゃんと委員会としてやったのかと問われたら、そういう確認もしっかりしなくてはならないのではないか。我々が。

川上委員：であればやはり双方から聞くことになると思う。それが堂々巡りなるけれども、5人それぞれから聞くことになってしまうと思う。それができるのかどうか。

山下委員：先程も言ったのだが、5人呼ぶとは言っていない。団体から中間報告をして求めているのに、その後団体はどういう動きをしたのかという話を5人に聞くわけではない。団体に聞く。議長に質問であるが特別委員会の調査というのは事務局に書類を求めただけで委員会として報告できるのかどうか。それで済ませてしまうことも可能なのかどうか。

田本局長：求める資料の調達等については、委員会の決定した内容に基づいて準備をするのが事務局の役目になるが、その資料を委員会としてどのように確認をして、報告として確定するかというのは、それはまた委員会の判断になると思う。

加来委員：先程から、調査をする我々は権限を議会から付託されているわけなので、説明を要求して、例えば執行側がこれ以上説明することはできないということであれば、それはそれでそういう結果でしか、調査の結果報告はできないので、そういう報告をするしかないわけで、何もしないで報告をするということでもいいのかと疑問に思い皆さんに、例えば執行側に説明を求めたうえで、出られないというのであればそう報告するしかないのではないか。出てこられないことを前提にとか、求めることもしないで前提にとかいう話、調査する権利を放棄することは委員会としては、やり方としては違うのかなと思う。

鈴木委員：わかるのだが、法廷に委ねたわけである。この後何を調査していくのか。経過をやるのは大切である。もし話し合いをしていたのであればそれはそれで結果をやるのは大切だが、実際それをやって何になるのか。ずっと調査をしようと言っても、12月に何で裁判になったのかと委員長が言われたら何と答えるのか。という事は、この間に調査を、何かあったかどうかをチェックしなければならない。それを確認したうえで、本当にあったのであればそれを調査しなければならない。それでも平行線のまま何月何日まできたと、そのうえで裁判になったという報告をしなければならないかもしれない。最低限調査をしなければならないという方向ではあると思う。そのうえで次にどうするか。

加来委員：今後の対応についてに入ってしまうかもしれないけれども、12月の定例会では報告しなくてはならない。それに向けてどのように調査して結果を報告するのか、12月を目途にやるのか、その辺は皆さんどのように考えているのか。

鈴木委員：裁判になった以上結審しなくてはならない。12月までには報告しなければならない責務が残されている。そこだけは共通していると思う。そこで何を報告するかというのはあるけれども、結論の出ない報告にしかならない。今調査をした中ではどっちに瑕疵があるかなんかはわからない。そうすると、報告の上げ方もすごく難しいし敏感にならなければならない。それをわかっていて言われているのか不安で仕方ない。

加来委員：鈴木委員が心配していることまで私は調査できると思っていない。だから、山下委員

が言っているように我々の調査の役割としては、経緯すら確認したうえで、それを踏まえた報告しかできないと思っている。だから、訴訟した人を呼んでだとか、執行側に来てもらってどういう話をしたのかとかと言う事までは、当然裁判に響くようなことは一切言えないことは言えないと思う。ただ委員会として調査は事実確認というか経緯を調べる義務が委員会にはあって、そのうえで報告をしなければならないのではないかということ先程から言っている。

鈴木委員：私もそう。途中までは、局長からの報告が全くなかったという報告、あったら動くということになっていたの、その確認をしなければならない。その確認は局長がするのか、我々がするのかは委員長が考えていただかなければならないところもあるが、それだけでいいと思う。先程言った、なぜ裁判になったのかという経緯を、と一番最初に加来委員が言われたので、それがずっと引っかかっている。約1年間の経緯をどこかで埋めるものがあるのか、ないのかというのを調査した上で、ないなら、あったら何があったのかというのを調査してそれで報告して終わりだと思う。

桜井議長：先の新聞報道等を見たであろうと思うが、今日、執行側からそういう議案を提出されて、そういった予算付けをされて町の説明があった。だけど、最終的には特別委員会としての報告というか、そういったことをまだ調査もなにもしていないということであるし、12月の定例会、任期間近の中で最終的に12月定例会で報告をするということであれば、委員会として執行側にその経緯というかを調査する日を持って、最終報告とするべきではないかと思う。

委員長：委員長としては先程申し上げたが、前回の特別委員会の後、執行側と組合側の動きについて、それぞれが申し入れをして話し合いがされたという捉え方で考えていた。個々の動きではなくて、それぞれの立場、団体でということ考えていた。なので、それについては先程局長から話があったけれども、団体交渉の中で出たかもしれないという話は、少なくとも正式の場で出たというようには捉えられない。何かあれば報告という考え方でいたので。という事は、片手間でやることではなくて、本当に重要なことであったと思っているので、それらを踏まえた時に委員長としては事務局の方に何かもしあったらということで捉えて、何もなかったという話を申し上げている。何もないとこに経過を説明、調べると言ってもどういったお話をいただけるか全く想像がつかない。どうしても経過を調べるのであれば私は、組合から手を放して個人として動いた経過、変化はそれくらいしかないであろう。前にお話を伺ったのは組合として来てもらっていたと思う。それが、組合でなくて個人名で訴訟を起こされているということであれば、その前に特別委員会を開いてから変化したのはそれくらいかと。であれば、それは組合の方になぜ組合でなかったのかということくらいは聞くことはできるかもしれないが、基本的に組合に直接申し入れしか方法はない。執行側は考えが変わっていないというのは今日も専決の説明のなかではっきり言っているわけであるから。だから変化はなかったと。ということであれば何かあった時に開くとして閉じた経過というのは、私はこの場でも執行側と組合側との話し合いが行われたというようには考えていない。確認したかということは、それがあったら執行側から事務局長の方にお話ししていただくということで捉えていたので。団体交渉でやり取りしたというのは正式なやりとりはなかったと思っている。

川上委員：損害賠償請求する場合は組合としてはできない。これは個人で訴えるような形になるので、訴訟するうえでの形式的な形ではないので調べようがないと思う。

山下委員：団体交渉の件については、そういった経過がなかったと思われるというような、あと団体交渉は公の場ではないというような発言があったので、団体交渉というのは正式にやっている紳士的な公の場ではないかなと思う。団体交渉を申し入れするときには項目の中に書きながら申し入れしていると思う。その項目にあったのか、なかったのかという部分は報告がないから来ていないのであろうという「だろう」の部分が大きくて、中間報告以降はすべて「だろう」で報告になるのか。

委員長：団体交渉を軽んじているという捉え方をされたようだが、私はそういうようには思っていない。組合と信頼関係を結んでいくのに団体交渉というのは逆に言うと非常に大事なものだということにとらえている。ただ、私が申し上げたのはそういう変化があれば局長の方になかったということは、ありませんと言わざるを得ないということで話をしている。決して組合とか、組合員とかルールで動かざるを得ない場合があると思う。そういうことであればそれらを経過として委員会で報告をするということになるかと思う。

田本局長：動きについての報告ということで、その辺が非常に重要な部分かと思う。事務局としての受け止め、対応の結果として、何か動きがあればということについては、双方のやり取りの中での立場、主張とかそういった部分でお互いが平行線の意見を持っていた部分から内容が変化した場合、というところは私は動きというように認識をしていたので、実際に双方が何か言葉を交わしたかどうかというところの一つ一つを動きというようには私は押さえていなかったもので、当事者の方にも、その後何か変化はあったかという話をしている。何か接触があったかという話はしていないので、その辺で今委員長が話された部分と事務局の対応に差があるということは、委員の皆様それぞれにそれを踏まえたうえで対応についてお話しをしていただければと思う。

委員長：私の言葉足らずの部分があって、私も認識としては変化があったらということで、変化があれば団体交渉もあるだろうと思っていたので、局長から話があった部分である程度認識はしていたが言葉の表現として欠けていた部分についてはお詫び申し上げる。私も局長が言われたとおりの思いで何かあったらという考え方で聞いていたつもりをしている。

加来委員：中間報告の最後に、今後の調査については労使間の協議の動きを見極め、更なる実態の把握や問題点の指摘と原因の究明、町民への説明責任を果たすため議論を深め、必要に応じて調査を進めることになっていると締めくくっている。だから、必要でなければやらなくてもいいのかもしれないし、それはそれぞれの判断だと思う。

鈴木委員：結局形骸化している、最後の最後まで。でも報告しなければならない、当然。実質何が変わるか、新しいものがでてくるかといった時点で出てこないことはもう調査済かなという気はしている。任期も間近になって、ここで裁判になった時にもちろん形式上やらなければならないし、報告もちゃんとしなければならないのはわかるけれども、ここがたぶん町民が一番わかりづらいところなのだろうと思って、このままずるずるいって12月で終わって、誰も一般質問もしない何もしない、できない、これこそが今うちの議会の最悪なところだと思う。裁判になっている以上は私にしてみたらみなし解散。何を議論するのか。と言いたいだけでも、議会の役割、特別調査委員会の在り方といったら、最後の最後まで調査しなければならないと思う。先程言ったように労使共に確認をしていただいた中で、どのような話があったのかというのを最後委員会で調査するというのは筋であろう。まずはこの期間の中の団交も含めて調査すべきであろうと、そうしないと、町民にも全く何もなくていきなりなのかと言われた時に我々も答えられない。私もぜひやりたいと思うのは訴状も見たいので、それは調査対象にも当然なってくると思うので、理事者側も呼んでやりたいと思う。

委員長：色々意見が出た。町民に対して云々というのは報告義務を考えた時に、事務局と相談しながらそれぞれの機関に特別委委員会へ来てもらって今までの経過、説明をしていただけるかどうか確認のうえ両者の方に協議したいと思う。その結果を踏まえて次回の委員会までに報告して開催したいと思う。

鈴木委員：我々は新聞でしかわかっていない。議案では訴状内容がわからない。名前はいらないが争点が何になっているかも何も報告がない中で動いていることは恐ろしいことなので、訴状についても名前を消していただいたうえで提出いただきたい。

委員長：それも含めて申し入れしてみたいと思う。

(2) 特別委員会の今後の対応について

委員長：今後の対応というところにもう入ってしまったが、対応については12月定例会までにまとめ、そして報告するという段取りにしたいと思う。

(3) その他

委員長：その他として委員のほうから何かあるか。なければ本日の特別委員会を終了する。

【終了 11：41】